岡山県	勝田	岡山市　津山市　真庭市　美作市
	勝央町	
広島県	三原市	府中市　三次市　庄原市　安芸高田市
	世羅	世羅町
	神石	神石高原町
山口県	阿武	宇部市　萩市
	阿武町	
徳島県	那賀	阿武町
	那賀町	
香川県		丸亀市
高知県		安芸市　四万十市　香美市
	高岡	四万十町
福岡県	幡多	黒潮町
		北九州市　直方市　田川市　八女市　宗像市　福津市　宮若市　嘉麻市
	糟屋	篠栗町
	遠賀	岡垣町
	嘉穂	桂川町
	田川	添田町
佐賀県		多久市　武雄市　鹿島市
	西松浦	有田町
	杵島	江北町
	藤津	太良町
長崎県		長崎市　佐世保市　大村市　松浦市　対馬市　西海市　雲仙市
	東彼杵	東彼杵町　波佐見町
熊本県		熊本市　玉名市　山鹿市　宇土市　上天草市　宇城市　阿蘇市　天草市　合志市
	玉名	玉東町
	菊池	大津町
	阿蘇	南小国町　小国町　産山村　南阿蘇村
	上益城	御船町　甲佐町　山都町
	八代	氷川町
	天草	苓北町
大分県		日田市　竹田市　宇佐市
	玖珠	九重町
宮崎県		都城市　延岡市　串間市　西都市
	東諸県	綾町
	児湯	新富町　川南町　都農町
	東臼杵	諸塚村　椎葉村　美郷町
	西臼杵	日之影町
鹿児島県		鹿児島市　出水市　日置市　いちき串木野市　南さつま市　伊佐市　姶良市
	薩摩	さつま町
	姶良	湧水町
	曽於	大崎町
	肝属	東串良町　錦江町　南大隅町
	熊毛	中種子町　南種子町　屋久島町
	島尻	石垣市　北大東村
沖縄県		

備考　この告示に掲げる地域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十四号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	郡名	市町村名
秋田県		大館市
	北秋田	上小阿仁村
	山本	三種町
	南秋田	五城目町
		鶴岡市
山形県		西会津町
福島県	耶麻	渋川市
群馬県		みなかみ町
	利根	富津市
千葉県		柏崎市　十日町市　村上市　糸魚川市
新潟県		富山市　滑川市　黒部市　砺波市　南砺市　射水市
富山県		金沢市　七尾市　小松市　珠洲市
石川県		宝達志水町
	羽咋	穴水町　能登町
	鳳珠	あわら市　長野市　飯田市
福井県		南牧村
長野県		泰阜村
	南佐久	池田町
	下伊那	飯綱町
	北安曇	中津川市　郡上市
	上水内	揖斐川町
岐阜県		沼津市
	揖斐	新城市
静岡県		大台町
愛知県		茨木市
三重県	多気	宍粟市
大阪府		養父市
兵庫県		宇陀市
奈良県		橋本市　有田市　田辺市
和歌山県		紀美野町
	海草	有田川町
	有田	日高川町
	日高	鳥取市
鳥取県		岩美町
	岩美	琴浦町
	東伯	日南町
	日野	